

# 日本レコード協会規格

RIS 204 - 2021

## オーディオCDの表示事項及び表示方法

1989年 6月 30日制定  
1990年 11月 30日改正  
1992年 12月 25日改正  
1997年 6月 17日改正  
2002年 9月 3日改正  
2019年 10月 1日改正  
2021年 5月 1日改正

一般社団法人 日本レコード協会

**日本レコード協会規格**  
**RIS 204 -2021**  
**オーディオ CD の表示事項及び表示方法**

1. **適用範囲** この規格は、国際規格 IEC 60908 に準拠して製造された一般市販用のオーディオ用コンパクトディスク（以下、オーディオ CD と略称する。）の表示事項及び表示方法について規定する。
2. **引用規格** この規格の引用規格を、次に示す。引用規格は、その最新版を適用する。

IEC 60908	コンパクトディスクデジタルオーディオシステム
JIS X 0507	バーコードシンボル-EAN/UPC-基本仕様
JIS X 0510	二次元バーコードシンボル-QR コード-基本仕様
RIS 203	コンパクトディスク用附属品
RIS 502	レコード商品番号体系

容器包装識別表示ガイドライン
3. **表示事項及び内容** オーディオ CD に表示されるべき基本的な項目及びその内容は、次による。
  - 1) **コンパクトディスクロゴ** CD の製造・販売に関するライセンス契約に基づくオーディオ CD 用のロゴ。
  - 2) **8センチ CD マーク** 8センチオーディオ CD 用の業界統一マーク。
  - 3) **レーベルマーク** 当該オーディオ CD を発売するレコード会社が所有・管理する商標、原盤契約などに基づき使用する商標・マークなどの総称。
  - 4) **収録内容** アルバムタイトル、トラックタイトル、作者名（作詞者名、作曲者名など）、実演家名（歌手、演奏者、指揮者など）など、当該オーディオ CD に収録されている作品の内容に関する情報の総称。
  - 5) **トラックナンバ (TNO)** オーディオ CD の収録トラックを識別するための番号。
  - 6) **録音方式又はその略号** 当該オーディオ CD に用いられた音源の録音方式名又はその略号。モノホニック録音又はステレオホニック録音の別、アナログ録音又はデジタル録音の別を表示する。ここでいう略号とは、モノホニック録音を“モノ”又は“MONO”，ステレオホニック録音を“ステレオ”又は“STEREO”と略称したり、若しくは IEC 規格に基づく記号の表示をいう。
  - 7) **録音使用許諾表示** 当該オーディオ CD に収録された音楽著作物は、権利者の許諾を得たものであることを明示するもの。
  - 8) **Ⓟ/Ⓒ表示** Ⓟ<sup>①</sup> 表示は、当該オーディオ CD に関するレコード製作者の権利について、実演家等保護条約<sup>②</sup> 及びレコード保護条約<sup>③</sup> の規定に基づく条約上の保護を受けるための必要要件。また、Ⓒ<sup>④</sup> 表示は、当該オーディオ CD 及び歌詞カードなどに関する著作権について、万国著作権条約の規定に基づく条約上の保護を受けるための要件。

注<sup>①</sup> Phonogram の略称。

② 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約

③ 許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約

## (4) Copyright の略称。

- 9) **発売年月日** 当該オーディオ CD の新譜発売年月日（定期発売日又は臨時発売日）。
- 10) **Ⓛ／Ⓜ表示** 当該オーディオ CD が邦盤であるか、洋盤であるかを識別する記号。  
“邦盤”と“洋盤”の区分は、音楽の邦楽・洋楽とは関係なく、収録されている作品の音源が国内原盤のときは“邦盤”，外国原盤のときは“洋盤”とする。
- 11) **貸与許諾禁止表示** 当該オーディオ CD を発売するレコード会社が貸与権に基づき、貸与許諾を禁止している商品の場合、その旨を明示するもの。（オーディオ CD などの商業用レコードは、最初に発売されてから1年間は貸与権（許諾権）により保護され、1年経過後は、全収録原盤の保護期間が満了するまでの間、報酬請求権の対象として保護される）
- 12) **無断貸与・複製・送信可能化禁止表示** レコード会社及び関係権利者の権利擁護のため、貸与権、複製権及び送信可能化権に基づき、違法な貸与・複製・送信可能化行為を禁止する表示。
- 13) **原産国表示** 当該オーディオ CD を製造した国名の表示。景品表示法に基づく商品の原産国に関する不当な表示（告示）及び運用基準による。
- 14) **商品番号** RIS 502 に基づく商品分類用の記号・番号（日用品番）。
- 15) **JAN コード** JAN (Japanese Article Number)コード体系に基づく POS システム用バーコード。
- 16) **価 格** 当該オーディオ CD を発売するレコード会社が表示する小売価格。
- 17) **再販価格適用期限** 時限再販制度に基づく再販価格の適用期限（年月日）を示す表示。
- 18) **発売会社名又はその略号** 当該オーディオ CD を発売するレコード会社の社名又はその略号。
- 19) **製造会社名又はその略号** 当該オーディオ CD を製造した会社の社名又はその略号。
- 20) **注意事項** 消費者の不用意な取扱及び保管による事故を防止するための表示事項。“取扱上の注意事項”と“保管上の注意事項”とがある。
- 21) **録音関係事項** 消費者の誤解・誤認を防止するために表示する録音に関する表示事項。
- 22) **容器包装識別表示** 外装フィルム等の再商品化義務のある容器包装を識別する表示。

## 4. 表示の方法 表示の方法は、原則として次のとおりとする。

- 1) **コンパクトディスクロゴ** 図1に示すオーディオ CD 用コンパクトディスクロゴをディスク本体及び商品外観で確認できるよう表示するものとする。

図1 コンパクトディスクロゴ



**備考** コンパクトディスクロゴのデータの入手、表示方法の詳細については、製造委託先会社に照会のこと。

- 2) **8センチ CD マーク** 8センチ CD シングルの場合のみ、図2に示す8センチ CD マークを商品外観に表示するものとする。

ただし、8センチ CD 用トレイジャケットを使用するときは、表示を省略しても差し支えない。

図2 8センチCD マーク



**備考** 8センチCD マークのデータの入手、表示方法の詳細については、製造委託先会社に照会のこと。

- 3) **レーベルマーク** レーベルマークの表示は、ディスク本体、ブックレット等、及び商品外観で確認できるよう表示する。詳細については、それぞれの社内規定或いは関係権利者との契約などに準拠して、適切に行うものとする。
- 4) **収録内容** アルバムタイトル、ディスク番号は、ディスク本体、ブックレット等、及び商品外観で確認できるよう表示するものとする。トラックタイトル、実演家名（歌手、演奏者、指揮者など）、作者名（作詞者名、作曲者名など）などは、可能な場合は具体的、かつ、詳細に表示することが望ましい。一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）及び株式会社 NexTone 等の著作権管理事業者との録音使用許諾契約に定めがある場合は、その定めによるものとする。なお、レーベル面に詳細な表示が困難なときは、ブックレット、裏カードなどに適切に表示すること。
- 5) **トラックナンバ（TNO）** 収録トラックの順序に従って、各トラックごとにその収録作品名と一体でディスク本体、ブックレット等、及び商品外観に表示すること。なお、ディスクが2枚以上にわたる“組物”の場合には、各ディスクごとに1番から付番すること。
- 6) **録音方式又はその略号** ディスク本体及び商品外観に表示すること。
  - a) **モノホニック録音とステレオホニック録音の識別** 1枚のディスクにモノとステレオの音源が混在しているときは両方式名を併記し、裏カードなどに記載のトラックタイトル（個々の曲名）のうち、“モノ”又は“ステレオ”いずれか少ない方の作品に“\*”などを付け、“\*印はモノ（又はステレオ）である”旨を記すなど表示し、かつ、個々の音源が識別できる表示を付記する。  
また、いわゆる“音声多重カラオケ”については、その旨を表示する。
  - b) **アナログ録音とデジタル録音の識別** デジタル録音である旨を表示する場合には、当該オーディオCDに用いる音源（オリジナル・マスタ）がデジタル録音の場合に限るものとする。  
なお、アナログ録音の音源を用いるときは表示を省略しても差し支えない。ただし、1枚のディスクにアナログとデジタルの音源が混在するときは、個々の音源が識別できる表記を付記する。
- 7) **録音使用許諾表示** 一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）及び株式会社 NexTone 等の著作権管理事業者が管理する楽曲を用いる場合は、録音使用許諾契約に基づき、指定のマークを表示する。その他の管理事業者の管理楽曲を用いる場合は、当該管理事業者の指示によること。また、2社以上の管理事業者の楽曲を使用する場合は、それぞれの指定のマークをディスク本体及び商品外観に表示すること。
- 8) **Ⓟ/Ⓒ表示** Ⓟ表示は、実演家等保護条約及びレコード保護条約の規定に従い、ディスク本体及び商品外観に“Ⓟ記号”と“最初の発行年（西暦）”とを併記する。  
なお、“最初の発行年”が異なる音源が混在している作品が収録されている場合には、それぞれの音源に対応するよう表示する。

また、©表示は、万国著作権条約の規定に従い、ディスク本体及び商品外観に“©記号”，“最初の発行年（西暦）”，“権利者名”を近接した位置に併記する。

Ⓟ表示並びに ©表示の表示例は以下の通り。

例 1. Ⓟ2021

例 2. This Compilation ©2021

例 3. Ⓟ©2021

例 4. Ⓟ&©2021 ○○○ CO., LTD

- 9) **発売年月日** 新譜として発売するときの年月日（定期発売年月日又は臨時発売年月日）を商品外観に表示する。

ただし、実演家等保護条約，レコード保護条約，WTO<sup>(5)</sup> の TRIPS 協定<sup>(6)</sup> 及び WIPO<sup>(7)</sup> の実演・レコード条約<sup>(8)</sup>に基づき保護の対象となる洋盤（外国原盤）の場合には，“世界最初の発売年月日”を併記する。

注<sup>(5)</sup> 世界貿易機関

<sup>(6)</sup> 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

<sup>(7)</sup> 世界知的所有権機関

<sup>(8)</sup> 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

a) **印刷の方法**

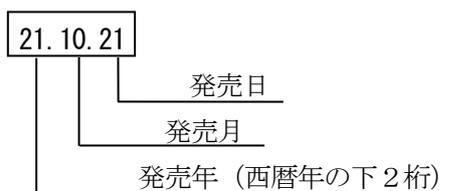
活字： 7級（5ポイント）を基準に明瞭な書体

例 ヘルベチカ・レギュラー 7級（5ポイント）

枠： 文字の大きさに準じる

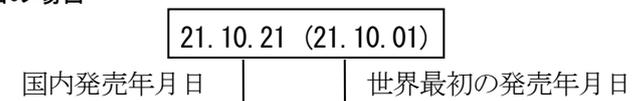
印刷： 白抜き又は墨のせ等，明瞭に閲覧可能なもの

b) **邦盤（国内原盤）の表示例**

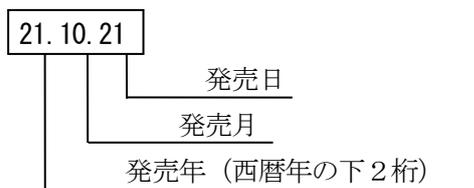


c) **洋盤（外国原盤）の表示例**

① **保護対象商品の場合**



## ② その他商品の場合



- 10) **Ⓕ/Ⓖ表示** 邦盤（国内原盤）と洋盤（外国原盤）とを識別する記号は、邦盤は“Ⓕ”，洋盤は“Ⓖ”とし、その大きさは直径約2mmとする。

この記号は，“発売年月日”表示の右側に隣接し、商品外観に明示すること。

## a) 邦盤（国内原盤）の表示例

21.10.21 Ⓕ

## b) 洋盤（外国原盤）の表示例

21.10.21 (21.10.01) Ⓖ

- 11) **貸与許諾禁止表示** 貸与許諾禁止の識別記号は“ⓧ”とし、その大きさは直径約2mmとする。

この記号は，“発売年月日”，“Ⓕ/Ⓖ”表示の右側に隣接し、商品外観に明示すること。

なお、最初に発売されてから1年経過後に同一内容の商品を再発売する場合は、貸与禁止許諾表示は行えない。

## a) 邦盤（国内原盤）の表示例

21.10.21 Ⓕⓧ

## b) 洋盤（外国原盤）の表示例

21.10.21 (21.10.01) Ⓖⓧ

## c) 貸与権対象商品の表示例

邦盤：21.10.21 Ⓕⓧ  
洋盤：21.10.21 (21.10.01) Ⓖⓧ

## d) 報酬請求権対象商品の表示例

邦盤：21.10.21 Ⓕ  
洋盤：21.10.21 (21.10.01) Ⓖ

- 12) **無断貸貸・複製・送信可能化禁止表示** 次に例示する方法によって、違法な“無断貸貸”，“無断複製”及び“無断送信可能化”の行為を禁止していることを商品外観に明示する。

## a) 邦盤の一定期間貸与禁止商品の表示例

“このCDは、一定期間貸与非許諾商品ですが、この期間経過後も権利者の許諾なく貸貸業に使用すること、また、個人的な範囲を超える使用目的で複製すること、ネットワーク等を通じてこのCDに収録された音を送信できる状態にすることは、著作権法で禁じられています。”

## b) その他商品の表示例

例1. “このCDは、権利者の許諾なく貸貸業に使用すること、また、個人的な範囲を超える使用目的で複製すること、ネットワーク等を通じてこのCDに収録された音を送信でき

る状態にすることは、著作権法で禁じられています。”

**例 2.** “この CD を、著作権法で認められている権利者の許諾を得ずに、①賃貸業に使用すること、②個人的な範囲を超える使用目的で複製すること、③ネットワーク等を通じてこの CD に収録された音を送信できる状態にすることを禁じます。”

**例 3.** “ALL RIGHTS OF THE PRODUCER AND OF THE OWNER OF THE WORK REPRODUCED RESERVED. UNAUTHORIZED COPYING, HIRING, RENTING, PUBLIC PERFORMANCE, AND BROADCASTING OF THIS RECORDING PROHIBITED.”

**13) 原産国表示** 当該オーディオ CD 及び資材がどこの国で製造されたか、その製造国名をディスク本体及び商品外観に表示する。

**a) オーディオ CD の原産国表示** 当該オーディオ CD がどこの国で製造されたか、その製造国名を表示すること。

なお、輸出を伴わない日本国内市場向の場合は、ディスク本体へ表示しなくても差し支えない。日本製であることの表示例としては、次に示すものがある。

**例 1. MADE IN JAPAN**

**例 2. MANUFACTURED BY ○○○ CO., LTD. JAPAN**

**b) オーディオ CD 以外の原産国表示** ジャケット等の輸入資材が含まれる場合、資材の製造国名を表示すること。

ジャケットが輸入資材であることの表示例は次に示すものがある。

**例 . PRINTED IN ○○○, DISC MADE IN JAPAN**

**14) 商品番号** 商品取引が円滑に行えるように、外観から明瞭、かつ、容易に読み取ることができるように表示するものとする。

このとき、活字の大きさは 10 級（7 ポイント）以上とする。

**15) JAN コード** バーコードシンボル（POS 用バーコード）は、販売店などにおける POS レジスタで確実に読み取ることができるように表示する。

デザインの都合上、キャップでバーコードシンボルが隠れてしまう場合には、キャップに表示しなければならない。

なお、バーコードシンボルは、JIS X 0507 に準拠したものであること。

**16) 価格** 消費者が商品選択する際の重要な要素であるので、外観から明瞭、かつ、容易に読み取ることができるように表示するものとする。

このとき、活字の大きさは 10 級（7 ポイント）以上の太字とする。

**a) 再販商品の参考例**

① 定価：¥3,300（税抜価格 ¥3,000） (再)21.9.30 まで

② 定価：¥3,300（本体 ¥3,000） (再)21.9.30 まで

③ 定価：¥3,300（本体 ¥3,000 税率 10%） (再)21.9.30 まで

**b) 非再販商品の参考例**

① ¥3,300（税抜価格 ¥3,000）

② ¥3,300（本体 ¥3,000）

③ ¥3,300（本体 ¥3,000 税率 10%）

- 17) **再販価格適用期限** 再販価格を表す記号は“**再**”とし、その大きさは直径約 3mm とする。  
この記号は、再販価格の適用期限を示す年月日（西暦）とを一体で表わす。“価格”の表示に近接した位置に表示すること。
- a) **横表示の参考例**
- ① 定価：¥3,300（税抜価格 ¥3,000） **再**21.9.30 まで  
② 定価：¥3,300（本体 ¥3,000） **再**21.9.30 まで
- b) **縦表示の参考例**
- ① 定価：¥3,300（税抜価格 ¥3,000） **再**21.9.30 まで  
② 定価：¥3,300（本体 ¥3,000） **再**21.9.30 まで
- 18) **発売会社名又はその略号** 表示は、ディスク本体及び商品外観に行うこと。ここでいう発売会社名の略号は、株式会社を“株”又は“K.K.”と略したり、若しくは会社名を英文で表示する程度までをいう。  
表示の例を、次に示す。
- 例 1. 発売 ○○○株式会社  
例 2. 発売・販売 ○○○株式会社  
例 3. Distributed by ○○○ Co., Ltd. Japan  
例 4. ○○○ K.K. JAPAN
- 19) **製造会社名又はその略号** 表示は、ディスク本体に行うこと。ここでいう製造会社名の略号は、記号で表わしてもよい。
- 20) **注意事項** 消費者の不用意な取扱や保管による事故を防止するために必須の表示である。  
次に掲げる表示例を、12センチ CD 用ジュエルケースなどの場合には 9 級（6 ポイント）以上、8センチ CD トレイジャケットの場合は 8 級（5.5 ポイント）以上の活字を用いて商品外観及びブックレット等に表示すること。
- a) **取扱上の注意事項の表示例**
- <取扱上のご注意>
- ディスクは両面共、指紋、汚れ、キズなどを付けないように取り扱ってください。
  - ディスクが汚れたときは、メガネふきのような柔らかい布で内周から外周に向かって放射状に軽くふき取ってください。  
レコード用クリーナー及び溶剤などは使用しないでください。
  - ディスクは両面共、鉛筆、ボールペン、油性ペンなどで文字及び絵を書いたり、シールなどを貼付しないでください。
  - ひび割れ及び変形、又は接着剤などで補修したディスクは、危険ですから絶対に使用しないでください。
- b) **保管上の注意事項の表示例**
- <保管上のご注意>
- 直射日光の当たる場所及び高温・多湿の場所には保管しないでください。
  - ディスクは使用后、元のケースに入れて保管してください。
  - プラスチックケースの上に重い物を置いたり、落としたりすると、ケースが破損し、ケガを

することがあります。

c) **アダプターに関する注意事項の表示例** (8センチCDに適用)

**<アダプターに関するご注意>**

- このCDの再生には、8センチCD対応プレーヤーを除き、必ず次のいずれかのアダプターをご使用ください。
  - ① CD推奨規格準拠と表示のあるアダプター
  - ② コンパクトディスクロゴマーク  の表示のあるアダプター
  - ③ お持ちのプレーヤー専用アダプター
- 8センチCD対応プレーヤー以外では、アダプターが無いと8センチCDが再生できないばかりか、ディスクにキズが付いたりします。  
また、ディスクがプレーヤー内に閉じ込められ、取り出せなくなることがあります。
- アダプターを取り付ける際には、ディスクの信号読み取り面に指紋及びキズを付けないよう、取り扱ってください。

21) **録音関係事項** 次に例示するような場合には、その旨を商品外観及びブックレット等に適切な方法で表示する。

- ① モノホニック録音の音源を技術的にステレオ化したとき。  
例 “このレコードはモノ音源の原盤から技術的にステレオ化したものである。”
- ② SPレコードからの再録など古い音源を使用したとき。
- ③ コンサートなどの実況録音の音源を使用したとき。  
例 “〇〇ライブ”
- ④ “演奏もの” 及び “カラオケ” など、歌唱ものなどと誤認されるおそれのあるとき。
- ⑤ 多数曲をメドレーに編曲した音源を使用したとき。
- ⑥ 技術的事項を用いたキャッチフレーズ、マークの類を使用したとき。

22) **容器包装識別表示** 資源の有効利用促進法に基づく、再商品化義務のある紙製及びプラスチック製容器包装を識別する表示である。CD商品においては、外装フィルム等が対象となる。表示の方法については、当協会の発行する“容器包装識別表示ガイドライン”によること。

なお、**図3**にプラスチック製容器包装の識別マークを示す。

**図3** プラスチック製容器包装識別マーク



**備考** 法律の規定により、識別マークは高さ6mm以上で印刷すること。

5. **表示の場所** 表示の場所は、原則として**表1**～**表4**のとおりとする。

なお、この規格で用いる附属品の呼称は、RIS 203による。

表1 ジュエルケース仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所										
	ディスク 本体	ブックレット		表カード		折込み カード	裏カード		キャップ		
		表1	その他	表1	その他		背部	その他	表1又は4	背部	
1) コンパクトディスクロゴ	◎							◎			
2) 8センチCDマーク ※								①	①		
3) レーベルマーク	◎	①	①	②	②	②		③	③		
4) 収録内容	アルバムタイトル	◎	①	①	②	②	②	◎		◎	◎
	トラックタイトル	◎		◎		①	①	②	②	②	
	実演家名	◎						◎			◎
5) トラックナンバ(TNO)	◎		◎		①	①		②	②		
6) 録音方式又はその略号	◎							◎	◎		
7) 録音使用許諾表示 ※	◎							◎			
8) (P)/(C)表示	◎							◎			
9) 発売年月日								◎			
10) (L)/(Y)表示								◎			
11) 貸与許諾禁止表示 ※								◎			
12) 無断貸貸・複製・送信可能化禁止表示								◎	◎		
13) 原産国表示	◎☆							①	①		
14) 商品番号	◎	①	①	②	②	◎	◎	◎	◎	◎	
15) JANコード								①	①		
16) 価格											
17) 再販価格適用期限									◎*		
18) 発売会社名又はその略号	◎							◎	◎		
19) 製造会社名又はその略号	◎										
20) 注意事項			①		①	①		①			
21) 録音関係事項 ※			◎		①	①		②	②		
22) 容器包装識別表示 △											

備考 1. ◎印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。

2. ①, ②, ③等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。

3. ※印は、該当する場合についてのみ適用する。

4. \*印は、キャップを用いないときには裏カードに表示する。

5. ☆印は、輸出を伴わない日本国内市場向の場合は、表示しなくても差し支えない。

6. △印は、「容器包装識別表示ガイドライン」による。

表2 マルチケース仕様の場合の表示場所

表示項目	表示の場所								
	ディスク 本体	ブックレット		折込み カード	表カード	裏カード		キャップ	
		表1	その他			背部	その他	表1又は4	背部
1) コンパクトディスクロゴ	◎						◎		
2) 8センチCDマーク ※							①	①	
3) レーベルマーク	◎	①	①		②		②	②	
4) 収録内容	アルバムタイトル	◎	①		①	◎	◎		◎ ◎
	トラックタイトル	◎			①				②
	実演家名	◎					◎		◎
5) トラックナンバ(TNO)	◎		①	①			②	②	
6) 録音方式又はその略号	◎						◎	◎	
7) 録音使用許諾表示 ※	◎						◎		
8) ℗/ℒ表示	◎						◎		
9) 発売年月日							◎		
10) ℓ/ℓ表示							◎		
11) 貸与許諾禁止表示 ※							◎		
12) 無断貸貸・複製・送信可能化禁止表示							◎	◎	
13) 原産国表示	◎☆						①	①	
14) 商品番号	◎	①	①	◎	◎	◎	◎	◎	◎
15) JANコード							①	①	
16) 価格									
17) 再販価格適用期限									◎*
18) 発売会社名又はその略号	◎						◎	◎	
19) 製造会社名又はその略号	◎								
20) 注意事項			①	①			①		
21) 録音関係事項 ※			①	①	②		②	②	
22) 容器包装識別表示 △									

- 備考 1. ◎印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。  
 2. ①, ②, ③等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。  
 3. ※印は、該当する場合についてのみ適用する。  
 4. \*印は、キャップを用いないときには裏カードに表示する。  
 5. ☆印は、輸出を伴わない日本国内市場向の場合は、表示しなくても差し支えない。  
 6. △印は、「容器包装識別表示ガイドライン」による。

表3 マシンケース仕様の場合の表示場所

表示項目		表示の場所					
		ディスク 本体	表カード		折込み カード	キャップ	
			表1	その他		表1又は4	背部
1)	コンパクトディスクロゴ	◎	◎				
2)	8センチCDマーク	—	—	—	—	—	—
3)	レーベルマーク	◎	①	①		◎	
4)	収録内容						
	アルバムタイトル	◎	◎			◎	◎
	トラックタイトル	◎	①	②	②	①	
	実演家名	◎					◎
5)	トラックナンバ(TNO)	◎		①	①	①	
6)	録音方式又はその略号	◎	◎			◎	
7)	録音使用許諾表示 ※	◎				◎*	
8)	Ⓟ/Ⓒ表示	◎	◎			◎	
9)	発売年月日		◎			◎	
10)	Ⓛ/Ⓨ表示		◎			◎	
11)	貸与許諾禁止表示 ※		◎			◎	
12)	無断貸貸・複製・送信可能化禁止表示		◎			◎	
13)	原産国表示	◎☆	◎			◎	
14)	商品番号	◎	①	①	◎	◎	◎
15)	JANコード					◎*	
16)	価格					◎*	
17)	再販価格適用期限					◎*	
18)	発売会社名又はその略号	◎	◎			◎	
19)	製造会社名又はその略号	◎					
20)	注意事項			①	①		
21)	録音関係事項 ※		①	②	②	①	
22)	容器包装識別表示 △						

- 備考 1. ◎印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。  
 2. ①, ②, ③等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。  
 3. ※印は、該当する場合についてのみ適用する。  
 4. \*印は、キャップを用いないときには表カードに表示する。  
 5. ☆印は、輸出を伴わない日本国内市場向の場合は、表示しなくても差し支えない。  
 6. △印は、「容器包装識別表示ガイドライン」による。

表4 8センチCD用トレイジャケット仕様の場合の表示場所

表示項目		表示の場所					折込み カード
		ディスク 本体	ジャケットカード				
			表1	表4	背部	表2又は3	
1)	コンパクトディスクロゴ	◎	①	①			
2)	8センチCDマーク		①	①			
3)	レーベルマーク	◎	①	①			
4)	収録内容						
	タイトル	◎	①	①	◎		
	トラックタイトル	◎	①	①		②	②
	実演家名	◎			◎		
5)	トラックナンバ(TNO)	◎	①	①		②	②
6)	録音方式又はその略号	◎		◎			
7)	録音使用許諾表示 ※	◎		◎			
8)	Ⓟ/Ⓒ表示	◎		◎			
9)	発売年月日			◎			
10)	Ⓛ/Ⓨ表示			◎			
11)	貸与許諾禁止表示 ※			◎			
12)	無断貸貸・複製・送信可能化禁止表示			◎			
13)	原産国表示	◎☆		◎			
14)	商品番号	◎		◎	◎		◎
15)	JANコード			◎			
16)	価格						
17)	再販価格適用期限			◎			
18)	発売会社名又はその略号	◎		◎			
19)	製造会社名又はその略号	◎					
20)	注意事項			①		①	
21)	録音関係事項 ※					◎	
22)	容器包装識別表示 △						

- 備考 1. ◎印は、指定するそれぞれの場所に、必ず表示するもの。  
 2. ①, ②, ③等の丸数字は、同一番号内において指定の場所又はそのいずれかの場所に表示するもの。なお、番号は便宜上のもので、表示の優先順位を示すものではない。  
 3. ※印は、該当する場合についてのみ適用する。  
 4. ☆印は、輸出を伴わない日本国内市場向の場合は、表示しなくても差し支えない。  
 5. △印は、「容器包装識別表示ガイドライン」による。

# RIS 204 -2021 オーディオ CD の表示事項及び表示方法 解説

## 1. 規格制定・改正の趣旨及び経緯

**1.1 制定の趣旨** レコードに関する表示には、消費者とのコミュニケーションに必要な様々な表示のほか、レコード製作者及び関係権利者の権益を擁護するための著作権法、著作権及び著作隣接権に関する国際条約に基づく表示、景品表示法に基づく表示、更にはレコード会社としての円滑な業務遂行に必要な表示など、多種多様な表示事項があるが、これらの表示事項に不備・脱落などがあつた場合には、消費者の苦情の対象になるばかりでなく、レコード製作者及び関係権利者の権益を損なったり、或いはレコード会社としての業務遂行に支障を来したりする。

オーディオ CD 発売当初は、アナログディスクの表示規格 (RIS 202) を準用してきたが、その後オーディオ CD がレコード市場の主流を占めるようになり、また、消費者保護行政上からも“表示の適正化”が厳しく問われるようになった。

このため、オーディオ CD に対する“表示の適正化”についてレコード各社への徹底を図るべく、改めて消費者苦情の動向、各社の実情などを調査して“コンパクトディスクの表示事項及び表示方法 (RIS 204)”を作成・制定した (1989年6月)。

**1.2 前回までの改正の経緯** この規格は、1990年、1992年、1997年、2002年及び2019年の5回にわたり改正が行われた。

第1回 (1990年) の改正は、規定された項目は表示されているものの、デザイン上の都合などから一部に不鮮明なものが流通し、消費者の誤認を招くなど販売活動に支障を来したことから、関係項目について使用する活字の大きさ、表示の位置を改めるなど表示方法を明確にした。

第2回 (1992年) の改正では、著作権法の一部改正に伴う貸与権行使についての新ルールの運用と時限再販制度の導入への対応から、表示の内容・方法を変更する必要性が生じた。このため、オーディオ CD の JIS (S 8605) が制定されたのを機に、関係項目の追加と見直しを行った。

第3回 (1997年) の改正では、消費税率の変更と海賊盤などの違法行為に適切に対応するために関係項目の整備に主眼を置き、規格書の体裁を含め、規格全体の見直しを行った。また、“CD ファミリー”と呼ばれるように今日では多種・多様な CD が流通していることから、この規格の対象を明確にするために、従来の規格書標題で用いていた“コンパクトディスク”の名称を変更し、標題を“オーディオ CD の表示事項及び表示方法”と改めた。

第4回 (2002年) の改正では、原産国表示及び再販価格表示等の部分改正と、著作権法改正に伴う1998年からの“送信可能化権”の導入に対応した権利擁護表示等に対応するために、規格全体の見直しを行った。

第5回 (2019年) の改正は、第4回 (2002年) の改正から17年が経過していることから、価格表示例及び貸与許諾表示等の部分改正と、現行に即した表示場所への全面見直し、また、規格書全体の体裁を含め、規格全体の見直しを行った。なお、オーディオ CD の JIS (S 8605) は、2007年で廃止されているため、JIS 関係事項は第5回の改正で変更、追加した。

**今回 (2021年) 改正の趣旨** 今回の改正では、2021年3月31日をもって消費税転嫁対策特別措置法

が失効し、4月1日以降は消費税額を含めた総額表示が義務化されるため、価格表示の参考例等関係項目を総額（税込価格）表示に変更する部分改正を行った。

備考 JIS (S 8605)が廃止されたため、オーディオ CD の製造に際しては、IEC 60908(コンパクトディスクデジタルオーディオシステム)に準拠すること。

**2. 規格運用に際しての留意点** この規格では、オーディオ CD に必要とされる基本的な表示事項と、これに対する原則的な表示方法を規定している。

したがって、この運用に際しては、この規格を参考に社内規定類を整備するなど、それぞれの社内の実情に則した具体的な運用ルールを定め、消費者の保護及び権利の擁護などに不備が生じないよう社内関係部門への趣旨の徹底を図られることが望ましい。

以下に、従来からの経緯を含め、その主な留意点について補足説明する。

**2.1 適用範囲（本体の1.）** この規格では、IEC 60908 に準拠して製造されるオーディオ CD を対象としているが、海外で製造された輸入盤のほか、CD グラフィックス、ビデオ CD、CD-ROM、CD-I などの AV 複合型 CD についても、この規格を参考に適切に対処されることが望ましい。

**2.2 表示事項及び内容（本体の3.）** ここでは、オーディオ CD に表示されるべき基本的な項目を掲げている。

したがって、収録される作品の種類・内容などによっては表示を必要としない項目もある。また、関係権利者との契約或いは自らの判断で規定項目以外を表示することは何ら差し支えない。

**2.3 表示の方法（本体の4.）** ここでは、原則的な表示の方法を示してあるので、それぞれの実態に則して適切に対処されたい。

特に、これらの表示項目は、明瞭に読み取ることが必要要件である。このため、印刷に際しては、表示項目と絵柄との明瞭度が十分に確保されるよう配慮されたい。

1) **コンパクトディスクロゴ** コンパクトディスクロゴの表示は、CD の製造・販売に関するライセンス契約によって義務付けられているので、この規定によること。表示方法の詳細については、製造委託先会社に照会され適切に対処されたい。

なお、2019 年の改正にてロゴの名称をシステムロゴから“コンパクトディスクロゴ”へと改めた。

2) **8センチ CD マーク** 8センチ CD マークは、新規商品として8センチ CD を発売するとき、プレーヤとの互換性の確保と、店頭における消費者の商品識別を容易にすることを目的として、業界が作成した統一マークである。

しかし、今日では“8センチ CD シングル”は消費者に十分浸透していることから、1997 年の改正から8センチ用 CD トレイジャケットを使用するときは“CD シングルマーク”の表示を省略してもよいこととした。また、マキシケースを使用した場合には、外観からディスクの大きさが見えるので、このマークは表示しなくてもよいこととしている。ただし、プレーヤとの互換性の問題から、8センチ CD シングルにジュエルケースを使用する場合には、このマークを表示する必要がある。

また、CD シングルマーク以外にも、表 1 に掲げる 8センチ CD マークが用意されているので、参考にされたい。マークには「CD SINGLE」と記載があるが、8センチ CD を意味しており、2019 年の改正にて、マークの名称をシンボルマークから“8センチ CD マーク”へと改めた。

なお、これら8センチCDマークの使用に際しては、CDライセンサーから、“ディスク本体には表示しないこと”、“コンパクトディスクロゴと並列に表示しないこと”などの指導があるので、表示の詳細については、製造委託先会社に照会されたい。

解説表1 8センチCDマークの種類

8センチCDの名称	内 容	シンボルマーク
CD シングル EX	<p>アナログレコードのシングル盤のコンセプトから発展した3曲以上を記録した多曲型8センチCDで、次のようなものをいう。</p> <p>① アナログディスク（30センチ45回転）のマキシシングルに対応するもので、新曲を3曲以上記録したもの。</p> <p>② 通常のCDシングル（A・B2曲）の他に、A・Bいずれかの曲又はA・B2曲の別バージョンを加えたもの。</p> <p>③ 同一曲で、それぞれ異なるバージョンのものを3曲以上記録したもの。</p> <p>④ 既発売曲の別バージョンを3曲以上記録したもの。</p>	
CD ミニアルバム	3曲以上を記録した多曲型8センチCD	
CD ミニカラオケ	カラオケのみ4曲以上を記録したもの（シンボルマークはA・Bいずれかを用いる）。	A 
		B 

3) **レーベルマーク** レーベルマークは、それぞれの企業及びアーティストなどを端的に表す重要な表示であるので、それぞれの社内規定及び関係権利者との契約などに基づいて、適切に表示されたい。

4) **収録内容** 1997年の改正から“録音内容”を“収録内容”に変更した。

この収録内容の表示は、消費者が外観から収録されている音楽などの内容を容易に知ることができるよう、できるだけ詳細に行う必要がある。

また、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）及び株式会社NexTone等の著作権管理事業者との録音使用許諾契約に、具体的な定めがある場合は、これに準拠することとした。

なお、2001年10月1日から施行された著作権等管理事業法によって、JASRAC以外の法人の著作権等管理事業への参入が可能となったため、2019年の改正より「株式会社NexTone等の著作権管理事業者」という文言を加えた。

5) **トラックナンバ** トラックナンバ（TNO）の表示は、CDプレーヤの自動選曲などの機能を活用する上で不可欠なものである。

この表示は、レーベル面、裏カード、歌詞カードなどに記載されているトラックタイトル（個々の曲名）の頭部分に収録順序に従って、次のように表示するのが一般的である。

- 記載例
- ① ○○○
  - ② □□□
  - ③ △△△

また、ディスクが2枚以上にわたる“組物”の場合には、CD製造規格であるJIS (S 8605)では、ディスクごとに1番から付番する方法と、1番から99番までの範囲内で通し番号を付番する方法のいずれでもよいと規定されているが、この規格では、消費者のCDプレーヤ操作の簡便性を重視し、ディスクごとに1番から付番する方法だけを採用している。なお、JIS (S 8605)は2007年に廃止されているが、消費者の混乱を避けるため、引き続き同じ方法を採用している。

## 6) 録音方式又はその略号

a) **モノホニック録音とステレオホニック録音の識別** この表示は、従来のアナログディスクのJIS (S 8601)では“モノの表示は省略してもよい”こととされていたが、日本工業標準調査会家庭電器部会でのJIS原案審議の際、“表示の省略は消費者保護行政上好ましくない”との指摘があったため、1979年制定のテープレコードJIS (S 8603, S 8604)から“モノ”と“ステレオ”の識別を明確に行うことになったので、この規格でもこの規定を採用している。

また、“モノ”と“ステレオ”の音源が混在しているときは両方式名を併記し、裏カードなどに記載のトラックタイトル(個々の曲名)のうち、“モノ”又は“ステレオ”いずれか少ない方の作品に“\*”などを付け、“\*印はモノ(又はステレオ)である”旨を記すなどの方法によって、消費者が外観から容易に識別できるよう表示することになっている。

なお、IEC規格でいう録音方式を表す記号は、次のとおりである。

解説表2 IEC規格の表示記号

録音方式名	表示記号
ステレオホニック	∞
モノホニック	▽

b) **アナログ録音とデジタル録音の識別** オーディオCDが発売された当初は、アナログ録音の音源(マスタテープ)を使用したものに“Digital Mastering”などの種々の表示が用いられていたが、消費者はその表示の意味が理解できないことから苦情の対象になった。

このため、デジタル録音である旨の表示は、“オリジナル・マスタ”がデジタル録音の場合に限ることとしている。

また、デジタル録音とアナログ録音の音源が混在しているときは、“モノ”と“ステレオ”とが混在しているときと同様の方法で、個々の音源が識別できる表示を行うことにしている。

7) **録音使用許諾表示** 録音許諾表示は、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の管理楽曲を使用する場合は、録音使用許諾契約によって、義務付けられている指定マークを表示する。また、株式会社NexTone等の著作権管理事業者の管理楽曲を使用する場合も、その指示に従う必要がある。

8) **Ⓟ/Ⓒ表示** Ⓟ表示は、実演家等保護条約及びレコード保護条約に加盟している国のうち、方式主義を採用している国において、レコード会社の権利が保護される要件であり、レコード会社自らの権利を主張するためのものである。

しかしながら、一部に不適切な表示があり、権利保護上問題が生じた事例があったことから、1997年の改正において、**Ⓟ**表示は“最初の発行年が異なる音源が混在している場合には、それぞれの音源に対応するよう記載する”との規定を加えている。

一方、万国著作権条約の規定に基づく条約上の保護を受けるためには、**Ⓒ**表示の実行が要件となっているので、関係権利者の保護のために、できる限り当表示を実施することが望ましい。

なお、この場合の表示には、“**Ⓒ**記号”、“最初の発行年”、“権利者名”を近接した位置に併記する。

2019年の改正より**Ⓒ**表示に関する内容と表示例を追加した。

- 9) **発売年月日** 商品に発売年月日を表示することは当然のことであり、かつ、レコードの場合は種々の権利擁護としても必要な表示である。

特に、洋盤（外国原盤）の場合には、実演家等保護条約、レコード保護条約、WTOのTRIPS協定及びWIPOの実演・レコード条約に基づく保護期間を明確にするため、1992年の改正から“保護の対象になる洋盤”には“世界最初の発売年月日”を併記する規定を加えた。

印刷する活字の大きさについては、従来は“10級以上”としていたが、2019年の改正で現状に即した大きさへと修正し、“7級（5ポイント）を基準とする”と改めた。また、枠及び印刷方法についても現状へ即した内容へ改めた。

- 10) **Ⓛ／Ⓨ表示** “**Ⓛ**”と“**Ⓨ**”の識別は、邦盤（国内原盤）と洋盤（外国原盤）とでは貸与権の運用が異なるため、両者を識別するために重要な表示である。

- 11) **貸与許諾禁止表示** この表示は、貸与権に基づき、貸与許諾を禁止するものに限り表示するものである。

従来の表示は、“レンタル禁止期限 ○○○○年○○月○○日”と具体的に記載していたが、貸与権行使に関する運用ルールの改正に伴い、貸与許諾禁止は“**⊗**”記号で表し、この記号を“**Ⓛ**／**Ⓨ**”記号と共に“発売年月日”に隣接して記載することとなったので、1992年の改正からこの規定を採用している。また、CDの保護期間は発売の翌年から70年であり、収録原盤の全てについて保護期間の満了したCDはレンタルルールにおける使用料徴収の対象外となる。今後、邦盤・洋盤問わず、保護期間の満了したCDの発売の増加に伴い、当該CDレンタルも増加していく可能性があるため、保護期間の満了したCDに関する貸与許諾表示について、2019年の改正において規定を部分改正し、表示例を追加した。

- 12) **無断貸貸・複製・送信可能化禁止表示** この表示は、違法な“無断貸貸”、“無断複製”及び“送信可能化”の行為を禁止するためのものであるため、レコード会社及び関係権利者の権利擁護のために本文に掲げる表示例を参考に適切に表示されたい。

なお、2002年の改正の際に、著作権法の改正による1998年1月1日からの“送信可能化権”の導入に対応した表示例を追加し、2019年の改正にて、送信可能化権禁止表示の英語表記例を追加した。

- 13) **原産国表示** この表示は、消費者保護行政の一環として“景品表示法”で規定されているものであり、適切な表示が必要である。

1998年に公正取引委員会に確認した結果、日本の法律（景品表示法4条の公正取引委員会指定運用解釈）では、原産国表示は「CDをプレスした国を消費者が外から見えるところ（ジャケットな

ど)に表示する」であり、ディスク本体への表示は義務づけていない。

このため、“ディスク本体”の表示は必須(◎)としないこととした。ただし、外国で販売する場合には、その国の法律によることから、注意を喚起するために、表示場所の“ディスク本体”の“◎”は残し、“☆”をつけ欄外の備考でこの旨を説明するよう、1999年3月23日付でRIS 204を部分改正した。

また、ジャケット等、ディスク以外の輸入資材が含まれる場合についても輸入資材の原産国を表示することが望ましいことから、2019年の改正にて規定及び表示例を追加した。

- 14) **商品番号** 商品番号(日用品番)は、商品を特定するための記号・番号であり、通常取引ではこの商品番号が用いられる。このため、この商品番号を適切に運用するにはレコード業界としての統一したルールが必要なことから、RIS 502が制定されている。

また、この商品番号は、外観から明瞭、かつ、容易に読み取れることが必要要件であるので、1990年の改正から、“10級以上の活字”を用いることとした。

なお、この商品番号は、製造工程の管理にも用いられるので、ディスク本体のほか、表カード、裏カード、ブックレット、キャップなど、すべての添付物にも表示が必要である。

- 15) **JANコード** バーコードシンボル(POS用バーコード)は、販売店などにおけるPOSレジスタで確実に読み取れることが絶対の要件である。

このため、裏カードに表示する場合には、キャップでバーコードシンボルが隠れないよう注意する必要がある。もしもデザイン上の都合などから、キャップでバーコードシンボルが隠れる場合には、キャップに表示しなければならない。

- 16) **価格** 従来の小売価格の表示は、消費税導入に伴う“表示カルテル”によって“税込定価”と“税抜価格(本体価格)”とを併記してきたが、1997年4月1日からの消費税率の変更に際しては、“表示カルテル”が認められなかったため、1997年の改正では具体的な“表示例”は削除した。

しかし、2001年3月にレコードの再販制度を当面存置するとの決定があり、公正取引委員会から、価格表示の見直し等の要請があったので、当協会から、「再販価格適用期限を定価の表示に近接した位置に記載する。」と回答した。また、公正取引委員会から、この規格に、非再販商品の価格表示方法は、流通・取引慣行ガイドラインの趣旨に沿って“希望小売価格”、“売価”、“標準価格”等を使用した価格表示例を表示すること、及び再販商品の価格表示の推奨例を併せて記載しても構わないとの指導があった。

これを受け、2001年3月19日付で“再販価格適用期限”を“定価”の表示に近接した位置に記載すると変更し、“再販商品の参考例”及び“非再販商品の参考例”の価格表示例を掲載する部分改正を行った。

また2019年の改正にて、参考例の改正を行った。2014年に消費税が8%へ、2019年10月に10%と変更されたが、オーディオCD等は商品製造時点で本体に価格が印字されているという特性上、短期間に予定されている税率引き上げの都度、表示価格の改定を行うためには莫大なコストと日数を要することから、2013年10月1日に施行された「消費税転嫁対策特別措置法」における総額表示義務の特例として、一定の措置を講じていれば税抜き価格表示が可能となった。これにより、“a) 再販商品の参考例”及び“b) 非再販商品の参考例”を税抜き価格へ変更する部分改正を行った。

そして、今回(2021年)の改正にて価格表示例を総額(税込価格)表示に変更する部分改正を行

った。2021年3月31日をもって消費税転嫁対策特別措置法が失効し、4月1日以降は消費税額を含めた総額表示が義務化されたため、“a) 再販商品の参考例”及び“b) 非再販商品の参考例”を税込価格へ変更する部分改正を行った。

- 17) **再販価格適用期限** この表示は、1992年の改正では“**再**”記号と“税込価格”とを一体で表すことにしたが、1997年の改正では表示の明確化のため、“**再**”記号と“再販価格適用期限(年月日)”とを一体で表し、“発売年月日”と近接した位置に表示することになっていた。

なお、「16) 価格」に示すとおり、2001年3月19日付で“再販価格適用期限”を表示価格に近接した位置に記載することに変更した。

なお、「16) 価格」に示すとおり、2021年5月1日付で“a) 横表示の参考例”及び“b) 縦表示の参考例”における価格表示を税込価格に変更した。

- 18) **発売会社名又はその略号** 自己の発売する商品に自社名を表示することは当然のことではあるが、一部に不明確なものが流通したために消費者保護行政上からも問題指摘があり、レコード関係 JIS では特にこの表示が義務付けられているので、適切な表示に留意されたい。

- 19) **製造会社名又はその略号** この表示についても消費者保護行政上から問題の指摘があったが、レコード商品の特質から、この表示の徹底が困難なため、略号(記号)で表示してもよいこととなった。

この表示は、製造会社が実施するものであり、略号(記号)で表示する場合には、その具体的な運用方法について社内規定類で定めておくことが望ましい。

- 20) **注意事項** この表示は、すべての消費者が正しい商品知識を持っているとは限らないために、消費者の不用意な取り扱いや保管による事故を防止するために必須のものである。

このため、消費者保護行政上から一般消費財関係の JIS では、この表示の実施が義務付けられている。

1997年の改正から、製造物責任法(PL法)の精神に則った消費者保護対策の徹底を図るために作成した“レコードの表示に関するガイドライン”(1995年6月制定)から、関連する事項を採用している。

- 21) **録音関係事項** 録音関係事項とは、主にディスクに収録されている作品の内容について、消費者の誤解・誤認を防止するためのものである。

この規格では、関係官庁・消費者保護団体などから要請された事項、消費者保護の観点から業界内で自主的に表示を申し合わせた事項を掲げている。

- ① モノホニック録音の音源を技術的にステレオ化したときの表示については、先に公正取引委員会から消費者保護の観点から、統一用語の採用を要請されたので、関係会議で検討した結果、海外契約先のレコード会社でも種々の用語が使用されているため、契約上統一用語の採用は困難な状況が判明した。

このため、下記に例示するような表示を行うことを申し合わせ、公正取引委員会の了解を得ている。

“このレコードは、モノ録音の原盤から技術的にステレオ化したものである。”

- ② 過去の名演奏家の演奏或いは歴史的な事件・演述など、いわゆる復刻盤は、芸術的・文化的な価値を持つものとして歓迎されている。

しかし他方では、これら古い音源を使用したものは、現在の品質水準からみて製造ミスと誤解

されたり、新録音と誤認して購入したなどの苦情の対象となる事例があったため、SP レコードからの再録など古い音源を使用したときは、この旨識別できる適切な表示を行うこととしている。

なお、マスタテープに含まれている会場雑音・演奏雑音などは、製造工程上発生するものではなく、かつ、演奏家など関係スタッフ一同が鑑賞上支障がないと判断したものであるが、この種の雑音でも苦情の対象となるので、予め消費者の苦情の対象になる恐れがあると判断されるものについては、適当な表示又は記述を付すことが望ましい。特に、オーディオ CD では、この種の苦情が多くあるので注意を要する。

- ③ 通常のレコード録音においては、専用の録音スタジオ或いはコンサートホールなどを使用して特別に録音することが多く、一般にもそのように理解されている場合が多い。

このため、コンサートなどの実演を録音した音源を使用しているときは、“○○○ライブ”のように実況録音であることが識別できる表示を行うことにしている。

- ④ ボーカル曲を編曲した“演奏もの”及び“カラオケ”などの場合、これに歌手名を冠したり、歌手の顔写真を用いたりすると、消費者は当該歌手が歌唱したものと誤認して購入する恐れがあるため、“演奏もの”又は“カラオケ”であることが識別できる表示を行うこととしている。
- ⑤ 多数曲をメドレーに編曲した音源を使用した場合、単に収録曲名のみの表示では各曲が完全な形で録音されていると誤解されるため、“メドレー”であることが識別できる表示を行うことにしている。
- ⑥ レコードの技術・品質に関する表示を行う場合には、次の取扱基準によることにしている。
- a) 技術的事項を用いたキャッチフレーズ、マークの類を表示する場合、又は広告表現に使用する場合には、その表現が誇大にならないよう十分に留意すること。
  - b) キャッチフレーズ、マークの類を表示する場合には、必ずそのレコードの優位性について、技術的な解説を解説書などに記載すること。
  - c) 技術的な解説を記述するときは、一般消費者がその内容を十分に理解できるよう、できるだけ客観的データを示し、かつ、文章表現が誇大にならないよう留意すること。

- 22) **容器包装識別表示** これは、容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象となる紙製及びプラスチック製容器包装であることを識別する表示であり、2019年の改正から追加した。2001年4月から施行された資源の有効利用促進法により、表示が義務付けられており、罰則規定もあるので、注意が必要である。

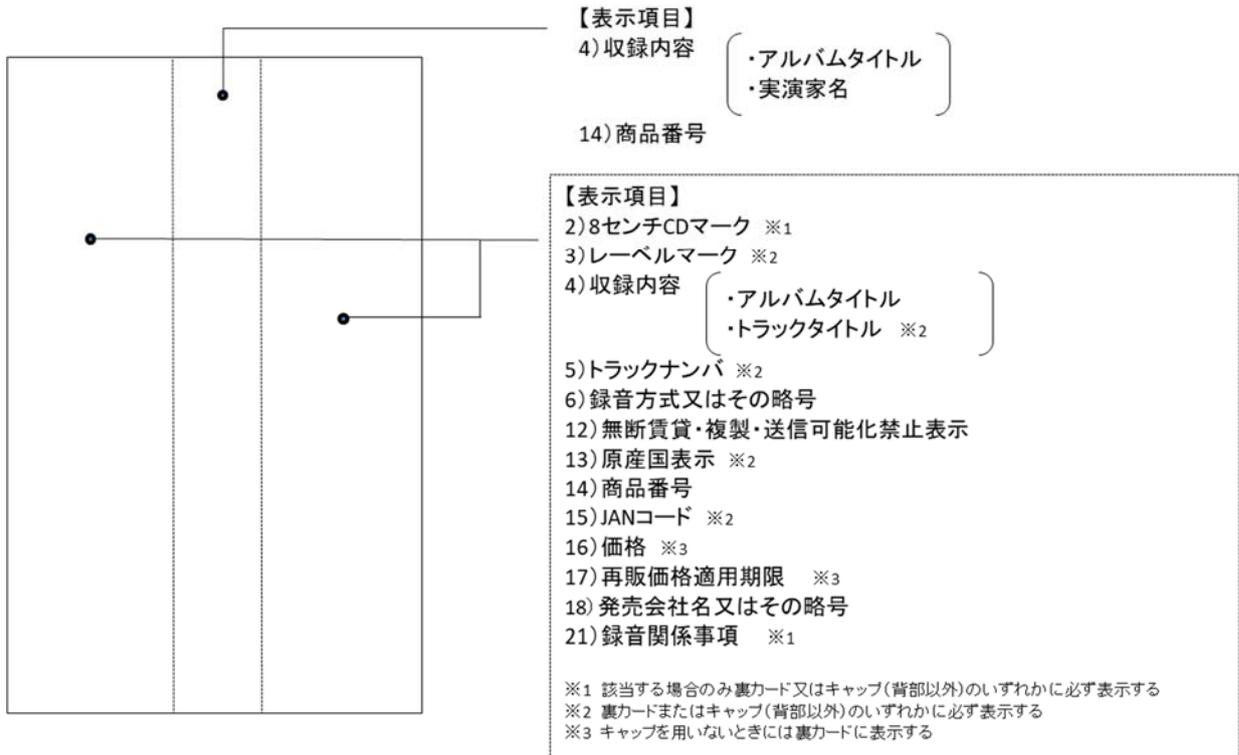
なお、具体的な表示方法は、当協会発行の「容器包装識別表示ガイドライン」によることにした。

- 2.4 **表示の場所（本体の5.）** この規格では、表1～4においてオーディオ CD に用いられる代表的なパッケージの形態別に最低限必要な表示の場所を規定している。したがって、関係権利者との契約又は自らの判断で表示場所以外に表示することをさまたげるものではない。また、2019年の改正より、表示項目「4.収録内容－実演家名」及び表示の場所「裏カード－背部」を追加した。

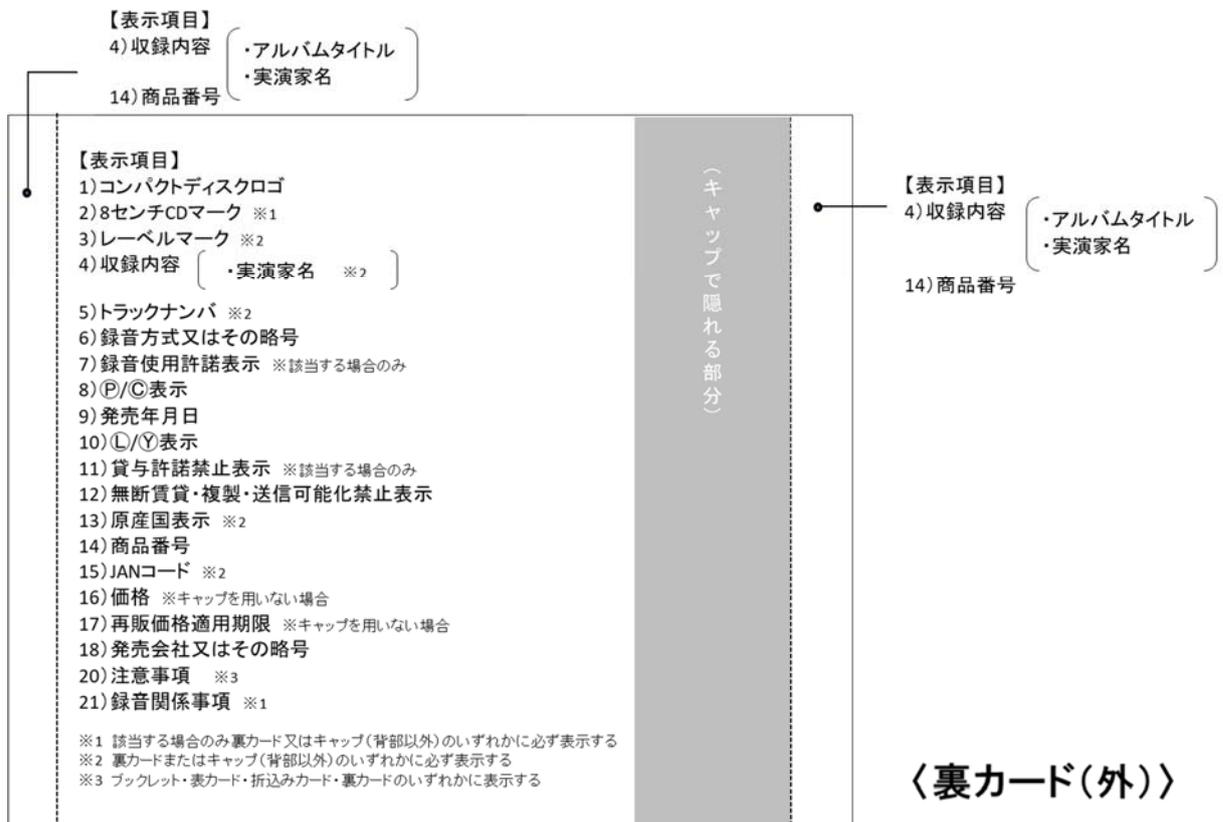
また、表1に対応する表示例を掲載したため参考とされたい。

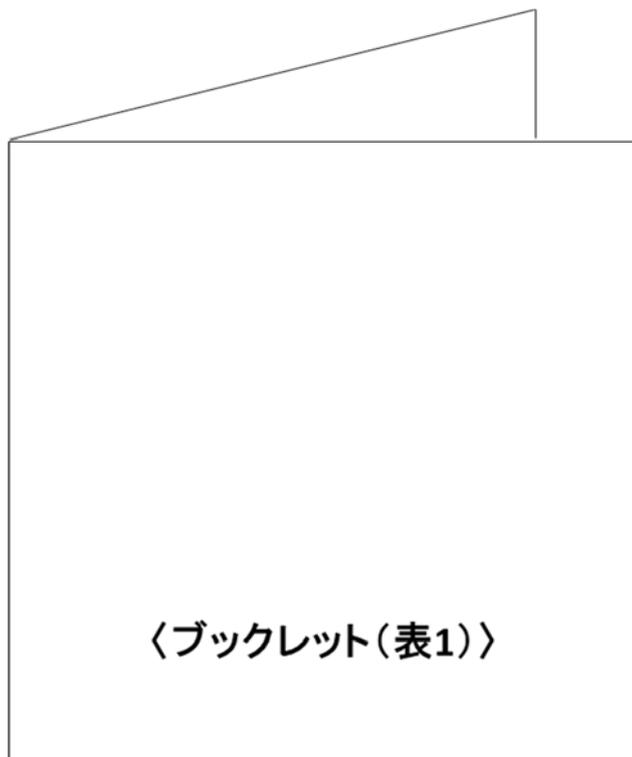
なお、裏カードはバックインレイ、バックカバーなどとも呼ばれ、キャップはタスキ、帯などとも呼ばれる。各附属品の詳細についてはRIS 203を参照のこと。

<図解> ジュエルケース仕様の場合の表示場所 (表1・表示例)



<キャップ>





〈ブックレット(表1)〉

【表示項目】

以下項目はブックレット(表1~4)のいずれかに表示すること

3)レーベルマーク

4)収録内容

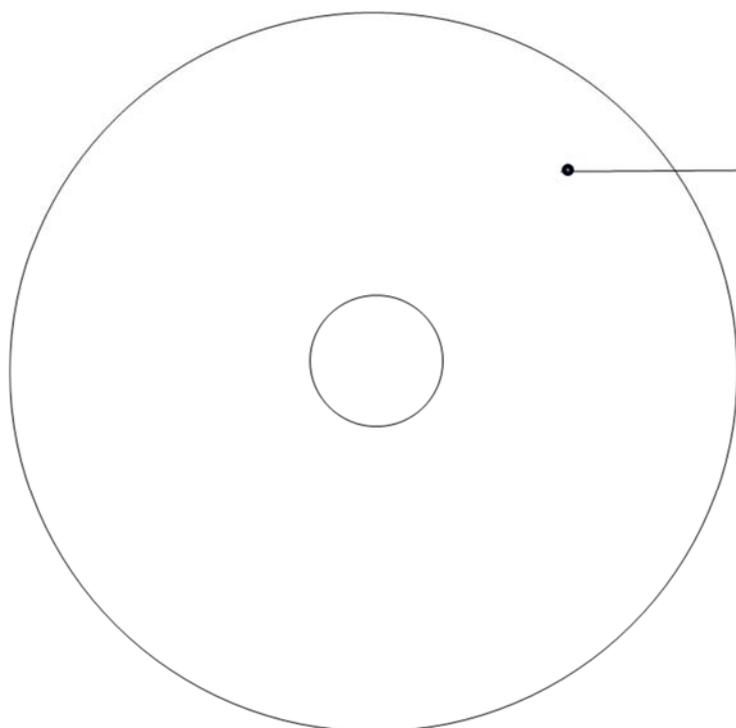
- ・アルバムタイトル
- ・トラックタイトル ※表2~4のいずれかに必ず表示する

5)トラックナンバ(TNO) ※表2~4のいずれかに必ず表示する

14)商品番号

20)注意事項 ※ブックレット・表カード・折り込みカード・裏カードのいずれかに表示する

21)録音関係事項 ※表2~4のいずれかに必ず表示する



〈ディスク本体(レーベル面)〉

【表示項目】

1)コンパクトディスクロゴ

3)レーベルマーク

4)収録内容

- ・アルバムタイトル
- ・トラックタイトル
- ・実演家名

5)トラックナンバ(TNO)

6)録音方式又はその略号

7)録音使用許諾表示 ※該当する場合のみ

8)©/©表示

13)原産国表示 ※日本市場向の場合は任意

14)商品番号

18)発売会社又はその略号

19)製造会社又はその略号

3. 原案作成委員会 この規格の改正原案の作成は、マーケティング委員会情報技術連絡会に特設したRIS規格原案作成WGが担当した。

#### RIS規格原案作成WG 構成表

	氏名	所属
(幹事)	斉藤 徹	日本コロムビア株式会社 A&C 本部 スタジオ技術部
(委員)	野手 英恵	日本コロムビア株式会社 生産管理部
	岩持 和宏	株式会社 JVC ケンウッド・ビクターエンタテインメント 制作管理部
	菊地 健司	JVC ネットワークス株式会社 コンテンツコーディネート事業部
	平野 拓	キングレコード株式会社 ライツビジネス本部 デジタルビジネス部
	高橋 邦明	株式会社キング関口台スタジオ
	高木 忠	ユニバーサル ミュージック合同会社 編成業務管理本部
	芳賀 祐美	ユニバーサル ミュージック合同会社 製作進行管理部
	武田 祐司	日本クラウン株式会社 業務本部 商品管理部
	川村 聡	日本クラウン株式会社 制作宣伝管理部
	土屋 智明	株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ 管理本部業務部商品課
	鳥越 久実子	株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ パッケージメディアカンパニー
	長嶋 由佳里	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニーSMEG オフィス SME ルーム
	戸村 昌一	株式会社ポニーキャニオン 生産管理部
	森 靖之	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン 業務部 進行・Vision グループ
	石田 昌也	エイベックス・エンタテインメント株式会社 商品管理ユニット
	佐多 美保	株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ 制作宣伝グループ
(事務局)	丹野 祐子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	米内 友伸	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	金澤 春花	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	島野 玲那	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部